

関 連 編

1	自治会、町内会(地縁による団体)の税務	1
2	認可地縁団体の主要税目課税	12
3	市民税課からの通知文例	13
4	認可地縁団体の手続き等について	14

こちらの資料は、参考資料になります。
詳細は税務署に直接お問合せください。

平成19年4月18日

説明会資料

自治会、町内会等（地縁による団体）の税務

（法人税）

自治会、町内会等の地縁による団体は、法人税法上の「公益法人等」又は「人格のない社団等」となります。

- 自治会、町内会等の地縁による団体（以下「地縁団体」といいます。）は、市町村長の認可を受けたときは、法人格を取得し、所有する不動産等を団体名義で登記できるようになります（地方自治法 260 条の 2 ①）。
- この認可を受けた地縁団体は、法人税法第 2 条第 6 号に規定する「公益法人等」とみなされます（地方自治法 260 条の 2 ②）。
- 認可を受けていない場合であっても、法人税法第 2 条第 8 号に規定する「人格のない社団等」となります。

地縁団体が収益事業を営む場合には、法人税の納税義務があります。

- 株式会社や合名会社など営利を目的として設立された法人は、すべての所得に対して法人税が課税されますが、公益法人等や人格のない社団等については、収益事業を営む場合に、その収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税されます。
- 法人税法上の法人の区分等

区 分	例 示	課税所得の範囲等
公共法人	地方公共団体、NHKなど	納税義務なし
公益法人等	学校法人、宗教法人など	収益事業に係る所得のみ課税
協同組合等	農協、漁協、信用金庫など	すべての所得に対して課税
人格のない社団等	P T A、同窓会など	収益事業に係る所得のみ課税
普通法人	株式会社、合名会社など	すべての所得に対して課税

法人税法には、収益事業として33種類の事業が掲げられています。

- 地縁団体は、収益事業を営む場合に法人税を納める義務がありますが、この場合の収益事業とは、次に掲げる33種類の事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。

なお、これらの事業に付随して行われる行為も収益事業に含まれます。

1 物品販売業	12 出版業	23 浴場業
2 不動産販売業	13 写真業	24 理容業
3 金銭貸付業	14 席貸業	25 美容業
4 物品貸付業	15 旅館業	26 興行業
5 不動産貸付業	16 料飲業その他の飲食店業	27 遊技所業
6 製造業	17 周旋業	28 遊覧所業
7 通信業	18 代理業	29 医療保険業
8 運送業	19 仲立業	30 技芸教授業
9 倉庫業	20 問屋業	31 駐車場業
10 請負業	21 鉱業	32 信用保証業
11 印刷業	22 土石採取業	33 無体財産権提供業

地縁団体が営む収益事業の具体例

- 土地等の貸付け（不動産貸付業）

土地・建物等の不動産の貸付けは、国又は地方公共団体への貸付けなど一定の要件に該当するものを除き、収益事業になります。

【例】⇒ 田畑の貸付けや工場・店舗用地等の貸付け

⇒ 鉄塔や電柱用地の貸付け（電力会社、電話会社等への貸付け）

- 駐車場の経営、駐車場用地の貸付け（駐車場業）

駐車場の経営や駐車場用地としての土地の貸付けは、収益事業（駐車場業）になります。

【例】⇒ コインパーキング、月・年極め駐車場、観光施設の駐車場

⇒ 海水浴場、潮干狩り場などの近隣の土地を駐車場用地として観光協会等へ貸付け

○ 公民館等の席貸し（席貸業）

料金を取って公民館等を貸す場合は、国又は地方公共団体の用に供するためのものなど一定の要件に該当するものを除き、収益事業になります。

【例】⇒ 珠算塾、書道塾などへの公民館等の貸与

⇒ 地域の会社や商店などへの公民館等の貸与

収益事業の経理は、収益事業以外の事業の経理と区分する必要があります。

- 法人税の課税標準となる所得金額は、各事業年度の売上等の「益金の額」から、原価、販売費及び一般管理費等の「損金の額」を控除して計算しますが、地縁団体については、収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課税されますので、収益事業に係る収支、資産及び負債と収益事業以外の事業に係る収支、資産及び負債とを区分して経理し、収益事業に係る所得金額を計算することとされています。

法人税の申告及び納付は、事業（会計）年度終了後2か月以内にしなければなりません。

- 収益事業を営む地縁団体は、各事業（会計）年度終了の日から2か月以内に所轄の税務署に所得金額や法人税の額等を記載した確定申告書を提出するとともに、その法人税の額を納付しなければなりません。
- なお、確定申告書の提出に当たっては、収益事業に関する貸借対照表や損益計算書等だけでなく、収益事業以外の事業に関するこれらの書類も添付する必要があります。

収益事業を開始した場合は、「収益事業開始届出書」の提出が必要です。

- 公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日から2か月以内に「収益事業開始届出書」を所轄税務署に提出しなければなりません。

(源泉所得税)

地縁団体も源泉徴収義務者となります。

- 源泉徴収制度は、給与や報酬・料金などの源泉徴収の対象とされている所得を支払う者が、その支払の際に一定の所得税を徴収して国に納付するというものです。この所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。

源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、会社や官公庁はもちろん、個人や公益法人等、人格のない社団等であっても源泉徴収義務者となります。

- したがって、地縁団体においても、会長・副会長などの役員や会計担当者等に手当等を支払う場合、あるいは税理士等の報酬・料金、講演料等を支払う場合には、源泉徴収義務者として、その支払の際に、所定の所得税を源泉徴収して納付する必要があります。

給与所得の源泉徴収税額は税額表を適用して求めます。

- 給料や賞与から源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」を使用して求めます。この税額表は、「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に分かれており、また、それぞれの税額表は、「甲」欄、「乙」欄、日額表は更に「丙」欄に区分されています。

これらの税額表は、給与の支給区分及び「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出の有無に応じて適用する「表」や「欄」が異なります。

- 地縁団体の役員等の方の中には、会社勤めのかたわら地縁団体の用務を行うなど、他の勤務先から給与の支給を受けている人も多いと思います。

このような人が、勤務している会社に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している場合には、地縁団体が支払う手当等は、税額表の「乙」欄を適用して源泉徴収を行うこととなります。

一定の報酬・料金についても源泉徴収が必要です。

- 地縁団体が講演会を開催し、講師に支払う謝礼についても所得税の源泉徴収をしなければなりません。このほか、税理士や弁護士、不動産鑑定士等に支払う報酬・料金についても同じです。

源泉徴収した所得税は、納期限までに最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付します。

- 源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを支払った月の翌月 10 日までに所得税徴収高計算書（納付書）を添えて、最寄りの金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄の税務署の窓口で納付します。
- 給与の支給人員が常時 10 人未満である場合には、税務署長の承認を受けることにより、給与や税理士等の報酬・料金などについて、次のように年 2 回にまとめて納付することができます。

区 分	納 期 限
1月から6月までの間に源泉徴収した所得税	7月10日
7月から12月までの間に源泉徴収した所得税	翌年1月10日※

※ 一定の要件を満たす者が、「納期限の特例」の届出を行った場合は、1月20日

給与等の支払を行う場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出が必要です

- 給与の支払者が、給与等の支払事務を行う事務所等を開設、移転又は廃止した場合には、その事実があった日から1か月以内に「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を所轄の税務署に提出しなければなりません。
- なお、源泉所得税の納付を年2回にまとめて行う「納期の特例」制度等の適用を受けるためには、このほかに、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」などの提出が必要です。

(消費税及び地方消費税)

消費税及び地方消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行った資産の譲渡・貸付けや役務の提供などの取引等に対して課税されます。

- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）は、国内において事業者（個人事業者や法人）が事業として行う取引が課税対象とされます。

なお、公益法人等や人格のない社団等は、法人として事業者該当し、法人の行う取引はすべて事業として行う取引に該当します。

- 消費税等は、対価を得て行われる取引に対して課税されます。無償の取引は原則として課税対象とはなりません。

したがって、営利を目的としない会費や寄附金などは、消費税等の課税の対象とはなりません。

- 土地の譲渡や土地・住宅の貸付け（一時的に使用させる場合等を除きます。）など、一定の取引については、非課税とされています。

地縁団体も一定の場合には、消費税等の納税義務があります。

- 国内で課税資産の譲渡等を行った事業者（個人事業者や法人）は、基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の場合を除き、消費税等の納税義務者になります。

したがって、地縁団体も基準期間（前々事業（会計）年度）の課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税等の納税義務があります。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円超となった場合は、「消費税課税事業者届出書」を所轄の税務署に提出する必要があります。

※ 課税売上高とは、消費税等が課税される取引の売上金額（消費税等の金額を除きます。）等の合計額をいいます。

収 益 事 業 の 範 囲

1 物品販売業

物品(動植物その他通常物品といわないものを含む。)の販売

⇒ 栽培等により取得した農産物等をそのまま又は加工を加えた上で直接不特定又は多数の者に販売する行為などを含む。

2 不動産販売業

不特定又は多数の者を対象として、反復又は継続的に土地、建物などの譲渡を行うもの

⇒ 長期保有の土地(固定資産)を造成分譲等した場合の譲渡利益のうちの付加価値部分などを含む。

3 金銭貸付業

金銭の貸付けを継続的に行うもの(特定又は少数の者に対する金銭の貸付けを含む。)

⇒ 手形の割引などを含む。

4 物品貸付業

物品(動植物その他通常物品といわないものを含む。)をその利用者の管理のもとに移して利用をさせるもの

⇒ 施設を利用する者に対し、その施設利用の目的の範囲内で備え付けの物品を利用させる行為を除く。

5 不動産貸付業

土地、建物などの不動産をその用途、用法に従って他の者に利用させ、対価を得るもの

⇒ 店舗の一面を他の者に継続的に使用させるいわゆるケース貸し、及び広告等のために建物等の屋上、壁面等を他の者に使用させる行為を含む。

6 製造業

原材料などに加工を加え、異種の製品を製造して卸売するもの

⇒ 製造場等の施設を設け栽培等により取得した農産物等に出荷のために最小限必要とされる簡易な加工の程度を超える加工を加えるものを含む。

7 通信業

他人の通信を媒介若しくは介助し、又は通信設備を他人の通信の用に供するもの及び多数の者によって直接受信される通信の送信を行うもの

⇒ 無線呼出業務、電報の集配業務、郵便物又は信書便物の集配業務、いわゆる赤電話等及び共同アンテナに係る事業を含む。

8 運送業

他の者の委託に基づき、船舶、航空機、自動車、電車その他の運輸交通手段を利用して貨物や旅客を運搬するもの

⇒ リフト、ロープウェイ等の索道事業を含む。

9 倉庫業

寄託を受けた物品の保管等を含む

⇒ 手荷物、自転車等の預り業、保護預り施設による物品等の預り業を含む。

- 10 請負業
仕事の完成を約してその結果に対して報酬を受けるもの
⇒ 他の者の委託に基づいて行う調査、研究、情報の収集及び提供、手形交換、為替業務、検査、検定等の事業を含む。
- 11 印刷業
書籍、雑誌その他の印刷物を印刷することを請け負うもの
⇒ 謄写又はタイプ孔版印刷業、複写業、製版業、植字業、鉛版等製造業、銅版・木版彫刻業、製本業、印刷物加工業等を含む。
- 12 出版業
書籍や雑誌、新聞などの出版物を製作して出版するもの
⇒ 各種の名簿、統計数値、企業財務に関する情報等として刷成し、これを販売する事業を含む。
- 13 写真業
写真機を用いて他の者の写真を撮り、対価を得るもの
⇒ 他の者の撮影した写真フィルムの現像、焼付け等(その取次ぎを含む。)を行う事業を含む。
- 14 席貸業
国又は地方公共団体の用に供するための席貸し等を除く席貸し
⇒ 興行を目的として集会場、野球場、テニスコート、体育館等を利用する者に対して貸付けを行う事業を含む。
- 15 旅館業
ホテル、旅館その他の宿泊施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させるもの(旅館業法による旅館業の許可を受けないで宿泊させるものも含まれる。)
⇒ 旅館業に係る施設内において使用させる物品の貸付けなどを含む。
- 16 料理店業その他の飲食店業
不特定又は多数の者を対象として、飲食の提供に適する場所において飲食物の提供を行うもの
⇒ 他の者からの仕出しを受けて飲食物を提供するものを含む。
- 17 周旋業
他の者のために商行為以外の行為の媒介、代理、取次ぎなどを行なうもの
⇒ 不動産仲介業、債権取立業、職業紹介所、結婚相談所に係るものを含む。
- 18 代理業
他の者のために商行為の代理を行うもの
⇒ 保険代理店、旅行代理店等に係るものを含む。
- 19 仲立業
他の者のために商行為の媒介を行うもの
⇒ 商品売買、用船契約又は金融(手形割引を含む。)等の仲介又はあっせんを行うものを含む。
- 20 問屋業
自己の名をもって他の者のために売買その他の行為を行うもの

⇒ 商品取引員、出版取次業、広告代理店等に係るものを含む。

21 鉱業

鉱業法による鉱業権者又は租鉱権者がその権原に基づいて鉱物の採掘を行うもの

⇒ 請負契約により採鉱、坑道掘削、鉱石の搬出等の作業を行うものを含む。

22 土石採取業

採石権者等として岩石、砂利、砂、土その他鉱物以外の土石を採取して販売するもの

⇒ 自らは採石権者ではないが実質的に自ら土石採取業を営んでいると認められるものを含む。

23 浴場業

不特定又は多数の者に対して入浴のサービスを提供し、その対価を得るもの

⇒ サウナ風呂、砂湯等の特殊浴場業などを含む。

24 理容業

不特定又は多数の者に対して理容サービスを提供してその対価を得るもの

⇒ 理容学校併設の理容所などを含む。

25 美容業

不特定又は多数の者に対して美容サービスを提供してその対価を得るもの

⇒ マッサージ、パック、全身美容のサービスを提供する事業、犬猫等の愛玩動物のシャンプー、トリミング等を行うものを含む。

26 興行業

映画、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、スポーツ、見せ物などの興行を行うもの

⇒ 自らは興行主とならないで、他の興行主等のために映画等の興行を行う事業及び興行の媒介、又は取次ぎを行うものを含む。

27 遊技所業

野球、テニス、ゴルフ、囲碁その他の遊技に適する施設、場所などを設け、これをその用途に応じて不特定又は多数の者に利用させるもの

⇒ 遊技所業に係る施設内において使用させる物品の貸付け、会員制のものを含む。

28 遊覧所業

専ら不特定又は多数の者をして一定の場所を遊歩し、天然又は人工の物、景観などを観覧させることを目的とするもの

⇒ 展望台、パノラマ、遊園地、庭園、動植物園、海中公園等を遊覧させる事業を含む。

29 医療保健業

医師又は歯科医師等が患者に対し医業又は医業類似行為を行うもの及びこれに直接関連するサービスを提供するもの(医療業)、保健衛生のためのサービスを提供するもの(保健業)

⇒ 療術業、助産師業、看護業、歯科技工業、獣医業、血液事業等を含む。

30 技芸教授業

課税対象として特掲されている一定の技芸について直接実技の教授を行うもの、及びその技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を行うもの

⇒ 卒業資格、段位、級、師範、名取等の一定の資格、称号等を付与する行為などを含む。

31 駐車場業

時間決めなどで不特定又は多数の者に随時駐車させるもの、及び月極め、年極めなどで相当期間にわたり継続して同一人に駐車場所を提供するもの

⇒ 駐車場所としての土地の貸付けを含む。

32 信用保証業

他人の債務について保証するという形で信用を供与し、これについて保証料を得るもの

⇒ 保証料の額が年2%以下のものを除く。

33 無体財産権提供業

工業所有権その他の無体財産権の譲渡又は提供を行うもの

⇒ 国等に対する無体財産権の提供等を除く。

認可地縁団体の主要税目課税

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	窓 口
市税	法人市民税	減免あり 市民税課にご相談下さい	均等割と法人税割額を課税	市民税課 法人諸税係 電話 22-1125
	固定資産税	減免あり 資産税課にご相談下さい	固定資産税の評価額で課税	資産税課 家屋係 電話 22-1249
県税	法人県民税 法人事業税	減免あり 非課税	課税	沼津財務事務所 沼津市高島本町1-3 055-920-2029 法人担当
国税	法人税	非課税	課税	富士税務署 富士市本市場 297-1 0545-61-2460 法人課税部門

※詳細は、各窓口で確認してください。

※この他に不動産取得に伴い発生するものとして不動産取得税（県税）、登録免許税（国税）があります。

参 考（1月発送の市民税課からの通知文例）

富市税第 号
令和 年 月 日

地縁による団体 様

富士宮市長 須藤 秀忠
（財政部・市民税課）

法人市民税の減免申請手続きについて（お知らせ）

日頃、市税行政につきまして、御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、貴団体は、富士宮市税条例第 23 条の規定により法人市民税（均等割年額 50,000 円）の納税義務者に該当しますが、前年の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間において、収益事業を営まない場合は、法人市民税が減免されます。

つきましては、法人市民税の減免を受けようとする場合は、同封しました「市民税減免申請書」と「申立書」に必要事項を御記入のうえ令和●年●月●日（●）必着で市民税課に申請してくださいますようお願いいたします。（郵送推奨）

〒 418-8601
富士宮市弓沢町 150
富士宮市役所 市民税課
法人諸税係 ●●
電話 0544-22-1125

認可地縁団体認可後の手続き等について

認可地縁団体はその規約の定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。	
法人設立時・代表者等に変更があったとき	各窓口で設立届を提出してください。詳細は各担当へおたずねください。
《担当窓口・手続き》	<p>【市】市役所市民税課 法人諸税係 設立時…認可後「法人に関する届出書」に規約（写し）と市が発行する『地縁団体台帳の写しによる証明書』を添えて提出。</p> <p>団体名称、事務所所在地、代表者等に変更があった場合… 「法人等の異動届出書」に規約（写し）又は市が発行する『地縁団体台帳の写しによる証明書』を添えて提出。</p> <p>【県】沼津財務事務所 法人担当（055）920-2029 設立時…設立届を提出。詳細は窓口へ照会してください。</p>
告示事項に変更があったとき	市民生活課に告示事項変更届書を提出して下さい。変更内容は、告示します。規約の変更に伴う告示事項の変更の場合は、事前に規約変更の認可申請を行い、市の認可を受けてください。
《告示事項とは》	名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、代表者の住所、規約に定める解散の事由など。
《届出書について》	<p>新年度の区長・町内会長の変更がわかった場合又は新年度の代表者の変更が不明の場合は、年度末に市から告示事項変更届書を送付します。</p> <p>その他時期の代表者変更や、他の告示事項に変更があった場合は、市民生活課まで御連絡ください。</p>
規約を変更するとき	<p>規約の変更は市長に認可を受ける必要があります。事前に市民生活課へ内容をお知らせください。</p> <p>総会で議決後『規約変更申請書』に議事録等を添付し、市に提出します。事務所の所在地など、告示事項に係るものは、規約変更の認可後、『告示事項変更届』の提出が必要です。</p>
地縁団体台帳の写しによる証明書が必要なとき	認可された時にお渡しした『地縁団体台帳の写し』に、市長印を押印して発行します。
《交付申請手続き》	<p>市民生活課の窓口にある『証明書交付請求書』を提出していただきます。</p> <p>告示のあった日から交付できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どなたでも、交付を受けることができます。 ・無料です。
印鑑登録について	「富士宮市認可地縁団体の印鑑登録に関する規則」に基づき法人としての印鑑登録が出来ます。詳細は事前にお問い合わせください。
《登録の手続き》	<p>窓口：市民生活課 印鑑登録できる人 認可地縁団体の代表者のみ 印鑑登録に必要なもの</p> <p>『認可地縁団体印鑑登録申請書』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者の個人印（市民課で印鑑登録されたもの） ・代表者の個人印の印鑑登録証明書 ・登録する団体印（大きさなど規定あり）

認可地縁団体認可後の手続き等について

《印鑑登録証明書の 交付申請》	<p>窓口：市民生活課 交付申請できる人 認可地縁団体の代表者のみ 交付申請に必要なもの 『認可地縁団体印鑑証明書交付申請書』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録された団体印 ・1通300円です。
税の減免・問合せについて	「認可地縁団体の主要税目課税」をご覧ください。 詳細はそれぞれの窓口へお問合せください。
《担当窓口》	<p>(市税：法人市民税・固定資産税) 市役所 市民税課法人諸税係・資産税課家屋係</p> <p>(県税：法人県民税・法人事業税・不動産取得税関係) 沼津財務事務所 (055) 920-2029</p> <p>(国税：法人税・登録免許税関係) 富士税務署 (0545) 61-2460</p>
不動産登記について	市が発行する『地縁団体台帳の写しによる証明書』『認可地縁団体印鑑登録証明書』を添えて、法務局で手続きします。 詳細は法務局へお問い合わせください。 富士支局 (0545) 53-1200
法人として、破産、解散などを するとき	解散するには、総会での決議が必要となります。事前に解散までの流れや手続きについて、市民生活課にお問い合わせください。 なお、清算（団体の閉鎖）手続きについては、裁判所の監督により行うこととなっていますので、詳細については静岡地方裁判所富士支部 (0545-52-0159) にお問い合わせください。
認可地縁団体同士合併したいと き	合併までの流れや手続きについて、事前に市民生活課までお問い合わせください。
担 当	富士宮市役所 市民部 市民生活課 市民安全係 電話 22-1130